



発行 新潟県

第 55 号

令和8年7月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 36 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(総務事務センター)

告 示

- 621 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
622 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定（福祉保健総務課）
623 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
624 クリーニング師研修・業務従事者講習の指定（生活衛生課）
625 交換分合計画の認可（農地整備課）
626 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 指定管理者の募集（障害福祉課）
大規模小売店舗の廃止（地域産業振興課）
新潟県スポーツ賞の表彰（スポーツ課）
林業種苗生産事業者講習会の開催（治山課）
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（出納局管理課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

- 84 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
85 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

規 則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前				
（葬祭補償） 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 第11号様式（第8条関係） 地方公務員災害補償 葬祭補償請求書 <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（A）（補償基礎額） <u>330,000円</u>＋円×30＝円</td></tr></table> （略）	（略）	（A）（補償基礎額） <u>330,000円</u> ＋ 円×30＝ 円	（葬祭補償） 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 第11号様式（第8条関係） 地方公務員災害補償 葬祭補償請求書 <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（A）（補償基礎額） <u>315,000円</u>＋円×30＝円</td></tr></table> （略）	（略）	（A）（補償基礎額） <u>315,000円</u> ＋ 円×30＝ 円
（略）					
（A）（補償基礎額） <u>330,000円</u> ＋ 円×30＝ 円					
（略）					
（A）（補償基礎額） <u>315,000円</u> ＋ 円×30＝ 円					

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 新規則第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

告 示

◎新潟県告示第621号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 指定する形質変更時要届出区域
燕市吉田東栄町21番51の一部
- 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

◎新潟県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
じゅん脳外科・内科	長岡市泉2丁目4番1号	令和8年6月1日
えぐち歯科クリニック	長岡市中島5丁目1番19号	令和8年6月1日
村山歯科医院	小千谷市東栄1-13-12	令和8年7月1日
わかば薬局 袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	令和8年6月1日
見附ひかりクリニック	見附市新町2丁目5番8-1号	令和8年7月1日
共栄堂薬局みつけ新町店	見附市新町2丁目5番7-1号	令和8年7月1日
はれまちクリニック	上越市土橋2594番地	令和8年7月1日
じょうえつ形成外科クリニック	上越市大字富岡1920番地2	令和8年6月1日
オリーブ薬局	上越市土橋2595番地	令和8年7月1日
曲新町小林眼科医院	長岡市曲新町687-3	令和8年4月1日

◎新潟県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
じゅん脳外科・内科	長岡市泉2丁目4番1号	令和8年5月31日
えぐち歯科クリニック	長岡市中島5丁目1番19号	令和8年5月31日
小千谷総合病院 岩沢診療所	小千谷市大字岩沢1003番地	令和8年5月31日
わかば薬局 袋町店	十日町市高田町1丁目212番地	令和8年5月31日
本多歯科医院	燕市白山町1丁目1番14号	令和8年5月31日
じょうえつ形成外科クリニック	上越市富岡1920番地2	令和8年5月31日
こばやし眼科医院	長岡市曲新町687-1	令和8年3月31日

吉田医院	長岡市撰田屋 1 - 4 - 42	令和 8 年 3 月 31 日
------	-------------------	-----------------

◎新潟県告示第 624 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定による研修及び同法第 8 条の 3 の規定による講習を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 研修及び講習の主催者

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター（理事長 大森 利夫）

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

(1) 名称

公益財団法人 新潟県生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

新潟市中央区東大畑通 1 番町 490-13

3 研修及び講習の種類及び日程、科目等

(1) 第 1 型研修及び講習

ア 開催年月日、開催地及び受講対象

	開催年月日	開催地	受講対象
研 修	令和 8 年 11 月 5 日（木）	長岡市	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師
	令和 8 年 11 月 19 日（木）	新潟市	
講 習	令和 8 年 11 月 5 日（木）	長岡市	クリーニング所の業務に従事する者
	令和 8 年 11 月 26 日（木）	新潟市	

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生（1 時間）
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し（1 時間）
- ・ 洗濯物の処理（1 時間）
- ・ 繊維及び繊維製品（1 時間）
- ・ レポート

ただし、前回受講より 3 年以内に受講する者については、一部を省略することができること。

(2) 第 2 型研修及び講習

ア 受付期間、レポート提出締切年月日及び受講対象

	受付期間	レポート提出締切年月日	受講対象
研 修	令和 8 年 8 月 24 日（月） ～令和 8 年 11 月 27 日（金）	令和 8 年 12 月 25 日（金）	クリーニング所の業務に従事するクリーニング師であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者
講 習	令和 8 年 8 月 24 日（月） ～令和 8 年 11 月 27 日（金）	令和 8 年 12 月 25 日（金）	クリーニング所の業務に従事する者であって、へき地、離島及び遠隔地に居住する者、その他県知事が適当と認める者

イ 研修及び講習科目

- ・ 衛生法規及び公衆衛生
- ・ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- ・ 洗濯物の処理
- ・ 繊維及び繊維製品

4 受講料

(1) 研修

1 人 5,000 円

(2) 講習

1人 4,500円

◎新潟県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により柏崎土地改良区が定めた平井地区に係る交換分合計画を認可した。

令和8年7月17日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市蛸字岩ノ上2番1から	新	12.3～37.4メートル	80.0メートル
同市蛸字はん志やけ3番1まで	旧	12.3～32.6メートル	80.0メートル

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花角 英世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟県新星学園（以下「新星学園」という。）

イ 対象業務

(7) 条例第1条第2項に規定する障害児入所支援等の実施に関する業務

(4) 条例第2条に規定する入所の承認に関する業務

(9) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

原則として新潟県内に主たる事務所を設置して社会福祉事業を行っている社会福祉法人とし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係
電話 025-280-5210（直通）
- (2) 募集要項の交付方法
前記 3 (1) で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。
- (3) 申請書類の提出期間
令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午前 8 時 30 分から令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）

名 称 ジャスコ村上店

所在地 村上市田端町 3310-12 外

設置者 イオンリテール株式会社

2 店舗面積の合計

（変更前）3,056 平方メートル

（変更後）0 平方メートル

- 3 廃止（大規模小売店舗立地法第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
平成20年6月16日
- 4 廃止しようとする理由
建物を取り壊したため
- 5 届出年月日
令和8年6月16日

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 被表彰者

氏 名	住所地の市区町村等
古野 慧	東京都板橋区

2 表彰日

令和8年6月23日

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和8年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の日時

令和8年8月28日（金） 午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県行政庁舎404会議室

3 講習会の対象者

新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者並びにその生産事業に従事している者または従事しようとする者

4 受講手続

以下のいずれかの方法により手続すること。

- (1) 新潟県電子申請システムにおいて、令和8年8月14日（金）までに新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書を提出するとともに、受講手数料14,000円の支払いを行う。
- (2) 金融機関窓口において、記入式納付書※により現金で受講手数料14,000円を納付後、新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に納付済証を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に令和8年8月14日（金）までに提出する。

※記入式納付書の様式は、県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課の窓口に備え付けあり。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）8の規定により、令和8年4月から同年6月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
自動車保管場所証明電子化システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和 8 年 5 月 26 日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 7 落札価格
243, 031, 800 円
- 8 入札公告日
令和 8 年 4 月 7 日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、滅菌消毒業務及び物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
滅菌消毒業務及び物流管理業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 令和5年1月1日以降、500床以上の病床数を有する病院において当該業務を12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年8月21日(金) 午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和8年8月14日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和8年8月14日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パーソナルコンピュータについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

パーソナルコンピュータ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）

(4) 納入場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具・事務機器類」又は「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497

新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地

新潟県立津川病院

電話番号 0254-92-3311

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 3 時 00 分

4 入札、開札の日時及び場所

令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 10 時 00 分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書

を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月17日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第3号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年10月19日（月）午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和8年10月31日（土）午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

5 定員

20人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和8年10月5日(月)及び同月6日(火)の各日の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和8年10月13日(火)及び同月14日(水)の各日の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

(ア) 新潟県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

(イ) 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

- (ア) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (イ) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の表面の写し等)
- (ウ) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、還付しない。

(4) 受検票の交付

受検票は、試験実施日に交付する。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年7月17日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年10月19日（月）午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和8年10月31日（土）午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

5 定員

20人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和8年10月5日（月）及び同月6日（火）の各日の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1) により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 13 日 (火) 及び同月 14 日 (水) の各日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (正午から午後 1 時までを除く。)

イ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

(7) 新潟県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

(イ) 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 提出書類

検定申請書 1 通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(イ) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 (住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)) の表面の写し等)

(ウ) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面 (営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 検定手数料

ア 金額

14,000 円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

(4) 受検票の交付

受検票は、試験実施日に交付する。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)